

平成 25 年 4 月 16 日付け佐賀県公報 13544 号中訂正

建築士法施行細則の一部を改正する規則（佐賀県規則第 30 号）中

ページ	行	誤	正
10	11 から 13	指定登録機関	指定事務所登録機関